

専門学校金沢リハビリテーションアカデミー
臨床実習における感染対策について

2022年 10月 9日

◇実習開始の7日間前から実習終了まで（実習施設からの指示が無い場合）

- ・実習前の行動については、実習施設の指示に従うこととする。
- ・人が密集・密接・密閉する空間に立ち入らない。
- ・飲食店での外食・飲酒を行わない。
- ・健康状況（同居家族含む）・行動記録の記載
- ・アルバイトは禁止する。
- ・実習地と自宅以外の不要な移動を行わない。
- ・就職活動の移動先、移動条件については、実習施設、学校と十分相談し、行動の是非、実習の継続を確認する。

◇実習施設内における留意事項

- ・実習中の感染対策については実習施設の指示に従うこととする。
- ・健康状況（同居家族含む）・行動を記載する。
- ・実習中の社会的距離を確保する。
- ・実習中、指導者からの許可が無い限り、人との間に社会的距離の確保を保つ。

◇実習中に体調不良となった場合の対応

実習中に学生及び同居家族が以下の症状を呈した場合、原因が明確になるまで実習を中断する

- ・体温が37.5℃以上
- ・頭痛、咽頭痛、その他風邪症状
- ・味覚障害、嗅覚障害
- ・長く続く咳、息切れ、呼吸困難
- ・強い倦怠感
- ・嘔気、嘔吐、下痢などを伴う腹部症状

上記の症状を学生及び同居家族が呈した場合、学生もしくはご家族が学校に連絡し、学校は実習施設に報告する。その際は、原因が明確になるまで実習は再開しない。

実習の再開については実習施設の許可を得て再開する。

◇学生もしくは同居家族が新型コロナウイルスの感染者もしくは濃厚接触者となった場合

- ・学生もしくは同居家族が感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、直ちに実習を休止し、詳細を本校から実習施設に報告する。
- ・実習の再開については、後日、学校から学生に連絡する。

◇実習中の教員の実習地訪問について

- ・「総合臨床実習Ⅰ」および「総合臨床実習Ⅱ」における本校教員の実習地訪問については、その可否について、実習施設と相談の上判断する。

◇実習時間不足分の対応

- ・実習施設内において、新型コロナウイルス感染症等の発生により、学生の実習の継続が困難となった場合は、実習不足分を他施設または学内実習で補充する。